

千葉労働局発表
令和8年3月17日

【照会先】

千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 進藤 誠
課長補佐 三平 和芳
地方障害者雇用担当官 鈴木 学

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

障害者雇用率未達成企業に対する障害者雇用の要請について

～ 千葉県知事及び千葉市長と千葉労働局長の連名による雇用要請文書を発出しました ～

千葉県内企業の令和7年6月1日現在の障害者雇用状況は、雇用障害者数15,764.0人、実雇用率2.43%であり、ともに過去最高を更新し、障害者雇用は着実に進んでいますが、一方で、令和7年4月に除外率※の一律10%の引き下げがあったこと等から、法定の障害者雇用数に満たない企業が1,749社と増加しています（前年は1,660社）。

令和8年7月には法定の障害者雇用率が2.7%に引き上げられることから、一層の障害者雇用の促進に向け、雇用する障害者の数が法定の障害者雇用数を下回る企業に対し、千葉県知事及び千葉市長並びに千葉労働局長の連名で文書を発出し、障害者の雇用を要請しました。

※除外率制度：障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。本制度は平成16年に廃止となっていますが、経過措置として段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされています。

ポイント

【要請の概要】

- (1) 要請の対象は、雇用する障害者の数が、法定の障害者雇用数に達していない千葉県内の企業1,749社

※令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告による。

なお、1,749社のうち、千葉市内の企業417社については、千葉市長を含む三者による要請を行った。

- (2) 千葉労働局と千葉県及び千葉市との雇用対策協定に基づく取り組み。
- (3) 要請文書とともに、国及び千葉県、千葉市の障害者雇用支援施策等の案内を同封し、障害者雇用に関する支援の活用を促した。
- (4) 令和8年3月17日から文書の発送を開始。